

1. 調査目的

初期環境調査は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）（以下「化管法」という。）における指定化学物質の指定について検討が必要とされる物質、社会的要因から調査が必要とされる物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成18年度の初期環境調査においては、56物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分	化管法指定区分	調査媒体			
				水質	底質	生物	大気
[1]	アジピン酸			○	○		
[2]	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド		第二種	○			
[3]	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン		第二種	○			
[4]	9,10-アントラセンジオン（別名：アントラキノン）			○			
[5]	インジウム及びその化合物（インジウムとして）		第二種	○			○
[6]	O-エチル=O-2-(イソプロポキシカルボニル)フェニル=N-イソプロピルホスホルアミドチオアート（別名：イソフェンホス）	第二種監視	第二種	○			
[7]	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート（別名：フェノチオール又はMCPAチオエチル）		第一種	○			○
[8]	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン（別名：アメトリン）	第二種監視	第二種	○			
[9]	5-エチル-5-フェニル-2,4,6(1H,3H,5H)-ピリミジントリオン（別名：フェノバルビタール）	第二種監視	第二種	○			○
[10]	エチレンイミン		第一種	○			
[11]	4'-エトキシアセトアニリド（別名：フェナセチン）	第二種監視	第一種	○			
[12]	1,2-エポキシブタン		第二種	○			○
[13]	4-オキシラニル-1,2-エポキシシクロヘキサン		第二種				○
[14]	5-クロロ-N-[2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル]-6-エチルピリミジン-4-アミン（別名：ピリミジフェン）		第二種	○			
[15]	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル（別名：シアナジン）		第二種	○			○
[16]	クロロトリフルオロメタン（別名：CFC-13）		第一種	○			
[17]	O-6-クロロ-3-フェニル-4-ピリダジニル=S-n-オクチル=チオカルボナート（別名：ピリデート）		第二種	○			○
[18]	2-クロロプロピオン酸		第二種	○			○
[19]	1-クロロ-2-メチルプロペン			○	○		
[20]	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)シクロプロパンカルボキシラート（別名：シクロプロトリン）		第二種	○			○
[21]	[1α(S*),3α](±)-シアノ(3-フェノキシフェニル)メチル=3-(2,2-ジクロロエチル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名：α-シペルメトリン）		第二種	○			
[22]	シクロヘキサノン			○	○		
[23]	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素（別名：テフルベンズロン）		第二種	○			○
[24]	2,4'-ジクロロ-α-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール（別名：フェナリモル）		第二種	○			○
[25]	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール（別名：ヘキサコナゾール）		第二種	○			○
[26]	ジクロロプロモメタン			○	○		
[27]	2,4-ジニトロ-6-オクチルフェニル=クロトナート及び2,6-ジニトロ-4-オクチルフェニル=クロトナートの混合物（オクチル基が1-メチルヘプチル基、1-エチルヘキシル基又は1-プロピルペンチル基であるものの混合物に限る。）（別名：ジノカップ又はDPC）		第二種				○